

議第 1 1 8 号

呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

呉市老人福祉センター条例（昭和 5 0 年呉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料）</p> <p>第 7 条 センターのうち、呉市老人福祉センターみはらし荘（以下「みはらし荘」という。）又は呉市老人福祉センター安浦内海会館（以下「安浦内海会館」という。）を使用しようとする者（安浦内海会館については、第 4 条第 2 号に掲げる者に限る。）は、1 日につき次に掲げる額の範囲内で、規則で定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、指定管理者にみはらし荘の管理を行わせる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安浦内海会館 <u>1 5, 6 8 0 円</u></p>	<p>（使用料）</p> <p>第 7 条 センターのうち、呉市老人福祉センターみはらし荘（以下「みはらし荘」という。）又は呉市老人福祉センター安浦内海会館（以下「安浦内海会館」という。）を使用しようとする者（安浦内海会館については、第 4 条第 2 号に掲げる者に限る。）は、1 日につき次に掲げる額の範囲内で、規則で定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、指定管理者にみはらし荘の管理を行わせる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 安浦内海会館 <u>1 5, 0 7 0 円</u></p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前になされた申請に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

呉市老人福祉センター安浦内海会館の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。